

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(会社分割に係る事前開示事項)

2022 年 10 月 7 日

日本乾溜工業株式会社

2022 年 10 月 7 日

会社分割に係る事前開示事項

福岡市東区馬出 1 丁目 11 番 11 号

日本乾溜工業株式会社

代表取締役社長 兼田 智仁

日本乾溜工業株式会社(以下、「当社」といいます。)は当社を分割会社とし、鶴見化学工業株式会社(以下、「承継会社」といいます。)を承継会社とする吸収分割(以下、「本吸収分割」といいます。)を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、下記の通りです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙アの通りです。

2. 会社法第 758 条第 4 項に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

承継会社は本吸収分割に際して、当社に対して、別紙アの吸収分割契約書(以下「本吸収分割契約書」といいます。)第 2 条に基づき承継する権利義務に代わる対価として、本吸収分割契約書第 4 条に定める金銭(以下、「本金銭」といいます。)を交付します。

本金銭の算定は、承継会社及び当社の財務状況、資産状況等を総合的に勘案し、両社で協議した結果、本金銭を本吸収分割の対価とする旨の合意に至ったものであり、当社はその内容を相当であると判断いたしました。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項についての定め

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め

該当事項はありません。

5. 承継会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙イの通りです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他会社の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の
負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び承継会社の債務（当社が吸収分割により承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は本吸収分割を行うにあたり、効力発生日以後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みに関し、下記の通り判断しました。

- (1) 当社は、当社の最終事業年度の末日（2021 年 9 月 30 日）以降本日までの間、当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、効力発生日までに当社の資産及び負債の額が変動することも予想されるものの、これらの変動を考慮しても効力発生日において当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
- (2) 承継会社は、承継会社の最終事業年度の末日（2021 年 12 月 31 日）以降本日までの間、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、効力発生日までに承継会社の資産及び負債の額が変動することも予想されるものの、これらの変動を考慮しても効力発生日において承継会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
- (3) また、本吸収分割の効力発生日以後において、本吸収分割後の当社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
- (4) 以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社及び承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙ア
吸収分割契約の内容

(次頁以降に添付)

吸収分割契約書

2022年9月22日



吸収分割契約書

日本乾溜工業株式会社（以下「甲」という。）及び鶴見化学工業株式会社（以下「乙」という。）は、甲が運営する不溶性硫黄事業（以下「本事業」という。）を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

第1条（目的）

甲はその経営する事業のうち、本事業に関する権利義務の一部を本契約書第5条に規定する効力発生日（以下「効力発生日」という。）をもって乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（権利義務の承継）

1. 甲は、2021年9月30日現在の貸借対照表その他基準日現在の計算を基礎とする別紙1「承継対象権利義務明細表」に、効力発生日前日までの増減を加減した資産、負債及び権利義務を、効力発生日において、乙に承継する。
2. 前項における債務の承継は、全て免責的債務引受とする。

第3条（商号及び住所）

本件分割の当事者となる甲乙それぞれの商号及び住所は、以下の通りである。

甲（吸収分割会社）：日本乾溜工業株式会社

福岡市東区馬出1丁目11番11号

乙（吸収分割承継会社）：鶴見化学工業株式会社

茨城県神栖市砂山28番地



第4条（乙が本件分割に際して交付する対価）

乙は、甲に対して、本件分割により承継する権利義務の対価として、金 130,000,000 円を、本件分割の効力発生日に、甲の指定する下記口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。但し、本事業にかかる棚卸資産及び退職給付引当金に関し、本合意時点の金額から効力発生日の前日時点に増減がある場合、当該増減額の範囲内で、甲乙合意の上、譲渡価額を変更することができるものとする。

記

銀行・支店名	: 福岡銀行 本店
口座種類・番号	: 普通預金 口座番号 5610092
口座名義人	: 日本乾溜工業株式会社

第5条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2022 年 12 月 1 日とする。ただし、分割手続進行上の必要その他事由により、甲及び乙は協議してこれを変更することができる。

第6条（資本金及び準備金に関する事項の額及び準備金）

本件分割に際して、乙の資本金及び準備金は増加しないものとする。

第7条（分割承認決議）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会を得ないで本件分割を行うこととする。甲は、2022 年 9 月 22 日に、取締役会を招集し、本契約書の承認及び分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。甲は、当該決議後、本件分割の効力発生日の前日までに、当該決議内容を記録した議事録の写しを乙に交付するものとする。
2. 乙は、2022 年 11 月 30 日までに、株主総会を招集し、本契約書の承認及び分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。乙は、当該決議後、本件分割の効力発生日の前日までに、当該決議内容を記録した議事録の写しを甲に交付するものとする。
3. ただし、分割手続進行上の必要性その他事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第8条（誓約・義務）

1. 甲及び乙は、本件分割の効力発生日後、本事業の承継が円滑になされるように必要な協力を行うものとする。
2. 甲及び乙は、本件分割の効力発生日後速やかに、吸収分割の登記を完了させるものとする。本件分割の登記に関連して発生する費用等（司法書士等の専門家費用、印紙税、登記費用を含む。）については、各自負担するものとする。
3. 乙は、本件分割において承継した不動産に関して、本件分割の効力発生日後速やかに、所有権移転登記を完了させるものとする。本件分割の登記に関連して発生する費用等（司法書士等の専門家費用、印紙税、登記費用を含む。）については、乙の負担するものとする。

第9条（棚卸資産の立会及び実査について）

1. 乙は、2022年9月30日に、甲が実施する本事業に関する棚卸資産の実地棚卸に立ち会うものとする。
2. 乙は、本件分割の効力発生日において、本件分割の効力発生日の前日の棚卸資産を対象として実査を行うものとする。
3. 甲は、乙による棚卸資産の実地棚卸の立会及び実査が円滑に行われるように、最大限協力するものとする。

第10条（本事業の営業に関する債権債務の精算の取扱い）

1. 甲及び乙は、本事業の営業に関する債権について、本件分割の効力発生日の前日までの期間に対応する部分は甲に帰属し、本件分割の効力発生日以降の期間に対応する部分については、乙に帰属することを確認する。
2. 甲及び乙は、本事業の営業に関する債務（水道光熱費及びその他未払費用含む）について、本件分割の効力発生日の前日までの期間に対応する部分は甲の負担とし、本件分割の効力発生日以降の期間に対応する部分については、乙の負担とすることを確認する。
3. 甲及び乙は、本件分割の実行を条件として、①第1項に基づき甲に帰属すべき債権の支払いを乙が受領した場合、②第1項に基づき乙に帰属すべき債権の支払いを甲が受領した場合、③第2項に基づき甲が負担すべき債務の支払いを乙が行った場合、④第2項に基づき乙が負担すべき債務の支払いを甲が行った場合は、第4項に従い、精算を行うものとする。

4. 甲及び乙は、第3項の事象を認識した場合は、債権は帰属すべき当事者に、債務は負担すべき当事者に対して、毎月末日から翌7営業日以内に速やかに報告（日時、明細及び金額等の詳細内容）の上、報告月の月末日迄に、当該報告金額を甲及び乙が指定する銀行の預金口座へ振り込み支払うものとする。なお、支払期日が銀行休業日にあたる場合は、かかる休業日前日の営業日を支払日とする。

第11条（善管注意義務）

甲は、本契約の義務の履行による場合を除き、本契約の締結日から本件分割の効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって本事業の業務を運営させるものとし、本事業において次の各号に掲げる行為その他本事業の資産・財務内容に重大な変更を生じせしめる行為を行わせてはならないものとする（ただし、甲と乙が書面で合意する場合は除く）。

- ① 重大な資産の譲渡、処分、賃貸借
- ② 新たな設備投資及び非経常的仕入行為
- ③ 非経常的な契約の締結及び解約、解除
- ④ 従業員的大幅な新規採用及び解雇
- ⑤ 従業員の給与水準的大幅な変更
- ⑥ 重要な顧客との取引条件の変更
- ⑦ 合併、会社分割、株式交換・株式移転、事業譲渡（本事業に関するものに限る。）
- ⑧ 前各号の他、日常業務に属さない事項

第12条（競業禁止義務）

甲は、本件分割の効力発生日後、会社法第21条で定めるものと同じ内容の範囲で、本事業に関する競業禁止義務を負う。

第13条（表明及び保証）

1. 甲は、乙に対し、本契約締結日及び本件分割の効力発生日において、甲の知り得る限り、別紙2記載の事項が真実かつ正確であることを表明しかつ保証する。
2. 甲は、前項に違反する事態が生じたことを知った場合、乙に対し、直ちにその旨を書面により通知する。
3. 乙は、甲に対し、本契約締結日及び本件分割の効力発生日において、乙の知り得る限り、別紙3記載の事項が真実かつ正確であることを表明しかつ保証する。

4. 乙は、前項に違反する事態が生じたことを知った場合、甲に対し、直ちにその旨を書面により通知する。

第14条（本件契約の効力）

1. 甲及び乙は、本件分割の効力発生日の前日までに以下の事項が発生した場合に限り、相手方に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。ただし、本契約の一部を解除することはできないものとする。
 - ① 本契約は、第7条に定める甲及び乙の承認決議による本契約の承認又は法令で定める関係官庁等の承認が得られないとき。
 - ② 相手方が本契約上の義務又は第13条の表明保証に重大な違反をした場合（ただし、催告後2週間以内にかかる違反が是正された場合を除く。）。
 - ③ 相手方につき、倒産手続の開始の申立がなされたとき。
2. 本契約の各当事者は、本件分割の効力発生日以後は、理由の如何を問わず、本契約を解除することはできないものとする。
3. 本契約の解除にかかわらず、本条、第16条（損害賠償及び補償）、第18条（秘密保持）、第21条（準拠法・管轄）の規定は、引き続きその効力を有する。

第15条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約の締結日から本件分割の効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、本事業の財産状態若しくは経営状態又は承継対象となる権利義務に重大な変更が生じたときは、甲及び乙は協議のうえ、必要に応じて、本契約を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第16条（損害賠償及び補償）

1. 甲及び乙は、第13条に定める各々の表明・保証もしくは本契約に定めるその他の条項に違反したことが判明した場合には直ちに相手方当事者に対して書面により通知するものとし、当該違反が違反当事者の故意又は重過失による場合、当該違反に起因し相手方が被る損失または費用（弁護士報酬及びその他の諸費用を含むがこれに限られない。）について、譲渡価額の30%を上限として補償する。ただし、損失等を被った当事者が認める場合には、損失等を生じさせないための必要な措置をもってこれに代えることができる。
2. 前項に規定する補償義務は、本件分割の効力発生日から2年以内に、本契約の一方当事者から相手方当事者に対して、書面により補償義務の履行の請求が行われる場合に限り効力を有するものとする。

3. 甲及び乙は、本条各項の補償の原因となるべき事実が発生した場合は、両者の円満な解決を図るため、誠意をもって協議するものとする。
4. 本件分割に関する補償請求又は損害賠償請求は、すべて本条の定めに従うものとし、甲及び乙は、本条に定めるもののほか、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成を問わず、相手方に対し、補償請求又は損害賠償請求をすることはできないものとする。

第17条（公表）

甲及び乙は、事前に相手方当事者の承諾を得ることなく、本契約及び本契約において企図される取引に関する事項を対外的に公表してはならない。ただし、法律、政令、規則、通達、命令、条例、ガイドラインその他の規制（日本のものか、外国のものかを問わない）に基づき公表することが要求される場合（上場会社における適時開示を含む）はこの限りでないが、この場合でも、その内容を公表前に相手方当事者に通知し、公表内容について相手方当事者の意向に配慮する。

第18条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、前条但書による公表の場合及び次の各号に規定する情報を除き、相手当事者の事前の書面による承諾なしに、本契約締結の事実及び本契約の内容（本契約の交渉過程、検討その他義務の履行に関する事項を含む。）に関する一切の情報（以下、本条において「秘密情報」という。）について第三者に開示してはならない。ただし、甲及び乙は、本契約書の目的達成のため合理的に必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びコンサルタントその他の専門家に対し、秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示することができるものとする。
 - ① 開示を受けた時点で、受領者が既に保有していた情報
 - ② 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
 - ③ 開示を受けた後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
 - ④ 受領者が正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく開示を受けた情報
 - ⑤ 法令、金融商品取引所の規則その他これに準ずる定めに基づき受領者に開示が要求された情報。ただし、当該要求を受けた受領者は、速やかに開示者に当該事実を通知するものとする。
2. 本条における義務は、解除・失効等の原因の如何を問わず、本契約書の効力が失われた後も3年間は有効に存続する。

第19条（費用）

本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約に係る交渉、締結及び履行に関連して発生する費用等（弁護士、公認会計士その他の専門家費用、印紙税、登記費用を含む。）については、各自負担するものとする。

第20条（未規定事項）

本契約書に定めのない事項、又は本契約書の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

第21条（準拠法・管轄）

本契約書の準拠法は日本法とし、本契約書に関連して生じた紛争については、甲が被告の場合は福岡地方裁判所を、乙が被告の場合は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（条文以上）

以上、本契約書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2022年9月22日

甲：福岡市東区馬出1丁目11番11号

日本乾溜工業株式会社

代表取締役社長 兼田 智仁



乙：茨城県神栖市砂山28番地

鶴見化学工業株式会社

代表取締役社長 加藤 進一



承継権利義務明細表

1. 資産及び負債(本事業に属するものに限る)

(1) 流動資産

① 棚卸資産

(2) 固定資産

① 土地

【所在地】 北九州市八幡西区築地町 22 番 3

【地目】 宅地

【地積】 登記記録数量;5,450.76 m²

② 建物(建物附属設備含む)

【所在地】 北九州市八幡西区築地町 22 番 3

【家屋番号】22 番 3 の 1、22 番 3 の 4、22 番 3 の 5、22 番 3 の 8、22 番 3 の 9、
22 番 3 の 10、22 番 3 の 11、22 番 3 の 12

③ 機械装置

④ 工具器具備品

(3) 固定負債

① 退職給付引当金

上記①は、本事業に従事する甲の従業員のうち、労働契約を承継する従業員に係るものに限る

(4) 本件分割に際して、上記(1)(2)(3)に記載した資産及び負債のみを乙が承継し、その他の債権債務は承継しないものとする。

2. 契約上の地位の承継

(1) 本事業の属する契約関係(リース契約、業務委託契約等含む)全てを乙が承継することとする

(2) 借入金債務に係る金銭消費貸借契約(これらに付随する契約を含む。)上の地位並びにこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務は除くものとする。

5行目、4字削除、4字加入



3. 労働契約上の権利義務

本事業に従事する甲の従業員は、以下に定める従業員を除き、効力発生日において全員乙が引き継ぎ、以後乙の従業員として雇用する。

(承継しない従業員)

1053

社員番号~~1007~~、社員番号 1235 及び社員番号 1195 の従業員

なお、承継する従業員に関し、甲における勤続年数は乙において通算する。

4. 知的財産権

甲が保有している本事業のみに属する一切の知的財産権（不溶性硫黄の製造技術、ノウハウ、技術情報、営業秘密、意匠その他のデザイン等、商標、著作権及びロゴを含み（登録可能であるか否かを問わない。））。

以 上

甲の表明及び保証

1. 甲に関する事項

(1) 設立、存続及び権利能力

甲は日本法に基づいて適法かつ有効に存在する株式会社であり、甲は本件分割の実行に必要な全ての権能及び権利能力を有していること。

(2) 本契約締結権限

甲による本契約の締結及びその履行は、甲の目的の範囲内の行為であり、甲が、本契約の締結及びその履行につき、法令等及び定款上必要とされる一切の手続を履践していること。

(3) 本契約の有効性及び執行可能性

本契約は、甲により適法かつ有効に締結されており、乙においても適法かつ有効に締結されていることを前提とすれば、その締結により、甲の有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、かつ、破産法、民事再生法、会社更生法及び債権者の権利につき一般的に適用されるその他の類似の法令等に基づき制限される場合を除き、かかる義務が本契約の各条項に従って執行可能であること。

(4) 適法性

甲による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、(i) 甲の定款、取締役会規程、その他の会社規程に違反せず、(ii) いかなる法令等にも違反せず、かつ (iii) 甲に対する、若しくはこれを拘束する司法・行政機関等の判断等に違反しないこと。

(5) 許認可等の取得・履践

本件分割について、甲において必要な法令等上の届出その他の手続（許認可等の取得、通知及び届出等一切の手続を含むがこれに限らない。）のうち、本契約締結日又は本件分割の効力発生日のそれぞれの時点までに取得又は実践される必要があるものは全て取得又は実践されていること。

(6) 倒産手続の不存在

甲に対して倒産手続は開始されておらず、甲自ら又は第三者により倒産手続の開始の申立てもなされておらず、また、甲に対して倒産手続を開始する原因となりうる事実も存在しないこと。

(7) 財務諸表関連

甲の知り得る限り、本事業が属する黒崎工場の2021年9月期に係る合計残高試算表（以下「本試算表」という。）、2021年12月31日を計算基準日とする退職給付引当金及び本事業に従事する従業員にかかる労働債務（以下「本試算表等」という。）は、日本国において一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成され、本試算表等の対象期間及び対象期間の末日現在における本事業の財政状態及び経営成績をそれぞれ正確かつ適正に表示している。また、本試算表等に表示されていない簿外債務、偶発債務その他の債務は存在せず、本試算表の基準日以降、通常の事業活動に伴う変更及び本契約において予定されている取引に起因する変更を除き、本事業の事業、資産、負債、損益の状況若しくは経営成績又はそれらの見通しに悪影響を及ぼす可能性のある事由又は事象は生じていない。

(8) 重要な資産

甲は、本事業の遂行のために使用している重要な有形又は無形資産につき、有効かつ対抗要件を具備した所有権、賃借権又は使用権を保有している。また、当該有形資産については、良好な状態に維持されており、重要な変更を加えられていない。前号にかかわらず、承継対象資産のうち不動産（土地）について土壤汚染が存在しないことについて、甲は一切保証するものではなく、万が一土壤汚染が判明したとしても、甲は契約不適合責任その他法的責任を負わない。

(9) 知的財産権

甲は、本事業を遂行するにあたり必要な全ての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）について、自ら保有するか又は知的財産権を使用する権利を有しており、第三者の知的財産権（不正競争防止法上保護されるべき利益を含む。）を侵害しておらず、過去に侵害した事実もなく、侵害しているとのクレームを受けたこともない。また、甲の知り得る限り、第三者が本事業の知的財産権を侵害している事実もない。

(10) 負債

甲は、本試算表記載の日付以降、本事業に関してその通常の事業を遂行する上で発生した債務以外に一切の債務を負担していない。

(11) 労務関係

甲は、本事業の従業員に対し法令等上支払義務を負っている全ての賃金を支払っている。本事業の従業員には、ストライキ、ピケッティング、業務停止、怠業その他従業員との間での労働紛争は存在しない。甲は、本事業の従業員より預かった公的医療保険、厚生年金保険等の社会保険に係る保険料の支払義務を全て履行している。

(12) 税務関係

甲は、全ての地域において所管の税務当局に対して適時に必要な全ての税務申告書を提出しており、かかる申告書は全ての点において真実、正確かつ完全なものである。甲が徴収義務又は支払義務を負う税金、年金保険料、社会保険料その他の公租公課は、その全てが適法に徴収され、適時に全額支払われている。

(13) 重要な契約

甲が本事業に関して締結する重要な契約は全て有効に成立存続し、それぞれ各契約の全当事者を拘束し、かつ執行可能な義務を構成すること。全ての重要な契約に関し、これらの内容を変更若しくは修正し、又は契約の効果を減ずるような約束は、口頭又は文書を問わず一切存在しないこと。全ての重要な契約について、本契約の締結及び履行は解除事由又は債務不履行を構成せず、また、当該契約の相手方による理由なき解除を認める規定は存在しないこと。全ての重要な契約について、対象会社の債務不履行の事実は存在せず、また、今後債務不履行が発生するおそれもないこと。

(14) 法令遵守

甲は、適用ある法令等（労働関連の各法令等を含む。）及び司法行政機関等の判断等を、重要な点において、遵守しており、重要な点において、これらに違反していないこと。

(15) 訴訟等

甲を当事者として本事業の資産を対象とする訴訟、仲裁その他の司法上若しくは行政上の手続、又は政府若しくは行政機関の調査は係属しておらず、かつ提起されるおそれもない（本件調停及び本件知財紛争を除く。）。過去における甲を当事者として本事業の資産を対象とする判決、仲裁判断その他の司法上又は行政上の判断、裁定、命令等で本事業の財産又は事業運営に、現在又は将来重大な影響を及ぼすものは存在しない。

(16) 反社会的勢力

甲又はその役職員は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力への資金提供又はそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与しておらず、反社会的勢力と交流を持っていないこと。

(17) 適切な情報開示

本件調査の過程において、甲が開示又は提供した情報には、重要な点において誤りがなく、真実かつ正確なものであり、また、重要な誤解を生じさせ得る内容が含まれておらず、重要な誤解を与え得るような事実の省略もない。

以 上

乙の表明及び保証

1. 乙に関する事項

(1) 設立、存続及び権利能力

乙は、日本法に基づいて適法かつ有効に存在する株式会社であり、本事業を承継するために必要な全ての権能及び権利能力を有していること。

(2) 本契約締結権限

乙による本契約の締結及びその履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が、本契約及びその履行につき、法令等及び定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続を履践していること。

(3) 本契約の有効性及び執行可能性

本契約は、乙により適法かつ有効に締結されており、甲においても適法かつ有効に締結されていることを前提とすれば、その締結により、乙の有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、かつ、破産法、民事再生法、会社更生法及び債権者の権利につき一般的に適用されるその他の類似の法令等に基づき制限される場合を除き、かかる義務が本契約の各条項に従って執行可能であること。

(4) 適法性

乙による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、(i) 乙の定款、取締役会規程、その他の会社規程に違反せず、(ii) いかなる法令等にも違反せず、(iii) 乙に対する、若しくはこれを拘束する司法・行政機関等の判断等に違反しないこと。

(5) 届出等の手続の完了

本件分割について、乙において必要な法令等上の届出その他の手続（許認可等の取得、通知及び届出等一切の手続、第三者からの承諾取得その他一切の手続を含むがこれに限らない。）のうち、本契約締結日又は本件分割の効力発生日のそれぞれの時点までに取得又は実践される必要があるものは全て取得又は実践されていること。

(6) 資金調達

乙は、本件分割に際して交付する対価の支払のために必要となる資金を有しているか、又は当該資金を賄うのに十分な資金調達の手続を完了しており、甲が要求した場合には、その旨を合理的に証する資料を甲に提出していること。

(7) 倒産手続の不存在

乙に対して倒産手続は開始されておらず、乙自ら又は第三者により倒産手続の開始の申立てもなされておらず、また、乙に対して倒産手続を開始する原因となりうる事実も存在しないこと。

(8) 反社会的勢力

乙又はその役職員は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力への資金提供又はそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与しておらず、反社会的勢力と交流を持っていないこと。

以 上

別紙イ

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以降に添付)

決 算 報 告 書

第 62 期

自 令和 3年 1月 1日

至 令和 3年12月31日

鶴見化学工業株式会社

茨城県神栖市砂山28番地

貸 借 対 照 表

(単位：円)

鶴見化学工業株式会社

令和 3年12月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 349,203,966】	【流 動 負 債】	【 376,431,551】
現 金 預 金	212,199,504	買 掛 金	19,746,975
受 取 手 形	51,209,525	短 期 借 入 金	291,105,380
売 掛 金	46,638,479	未 払 金	35,064,030
製 品	13,169,786	預 り 金	3,436,866
原 材 料	22,705,736	未 払 法 人 税 等	11,859,100
貯 蔵 品	2,011,602	未 払 消 費 税 等	5,299,200
未 収 入 金	173,238	一年以内返済長期借入	6,000,000
前 払 費 用	1,837,096	役 員 賞 与 引 当 金	3,920,000
貸 倒 引 当 金	△741,000	【固 定 負 債】	【 45,840,000】
【固 定 資 産】	【 445,424,786】	長 期 借 入 金	18,000,000
(有 形 固 定 資 産)	(440,500,677)	預 り 敷 金	27,840,000
建 物	67,925,022	負 債 の 部 計	422,271,551
構 築 物	6,112,696	純 資 産 の 部	
機 械 装 置	12,591,951		
車 両 運 搬 具	201,675	【株 主 資 本】	【 372,357,201】
工 具 器 具	571,490	[資 本 金]	[46,000,000]
土 地	352,974,940	[利 益 剰 余 金]	[326,357,201]
什 器 備 品	122,903	利 益 準 備 金	2,500,000
(投資その他の資産)	(4,924,109)	(その他利益剰余金)	(323,857,201)
投 資 有 価 証 券	3,544,319	別 途 積 立 金	80,000,000
出 資 金	10,000	繰 越 利 益 剰 余 金	243,857,201
敷 金	203,675	純 資 産 の 部 計	372,357,201
長 期 前 払 費 用	1,166,115	負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	794,628,752
資 産 の 部 計	794,628,752		

受取手形割引高 28,324,001 円

受取手形裏書譲渡高 0 円

損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 3年 1月 1日

鶴見化学工業株式会社

至 令和 3年12月31日

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高	548,188,909	548,188,909
【売 上 原 価】		
期首製品棚卸高	12,596,609	
当期製品製造原価	422,103,446	
計	434,700,055	
期末製品棚卸高	13,169,786	421,530,269
売 上 総 利 益		126,658,640
【販売費及び一般管理費】		94,664,948
営 業 利 益		31,993,692
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	52,410	
賃 貸 収 入	33,801,818	
雑 収 入	1,229,998	35,084,235
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	2,203,798	
売上債権売却損	414,843	
賃貸収入原価	13,364,097	15,982,738
経 常 利 益		51,095,189
税引前当期純利益		51,095,189
法人税住民税及事業税		19,811,900
当 期 純 利 益		31,283,289

株主資本等変動計算書

自 令和 3年 1月 1日
至 令和 3年12月31日
(単位:円)

鶴見化学工業株式会社										(単位：円)			至令和3年12月31日	
株 主 資 本				株 主 資 本			株 主 資 本			株 主 資 本				
資 本		資 本		資 本		資 本		資 本		資 本		資 本		
資 本	金	資 本	金	資 本	金	資 本	金	資 本	金	資 本	金	資 本	金	
資 本	46,000,000	資 本	46,000,000	資 本	46,000,000	資 本	46,000,000	資 本	46,000,000	資 本	46,000,000	資 本	46,000,000	
当期末残高		当期末残高		当期末残高		当期末残高		当期末残高		当期末残高		当期末残高		
当期変動額		当期変動額		当期変動額		当期変動額		当期変動額		当期変動額		当期変動額		
当期純利益		当期純利益		当期純利益		当期純利益		当期純利益		当期純利益		当期純利益		
当期変動額合計		当期変動額合計		当期変動額合計		当期変動額合計		当期変動額合計		当期変動額合計		当期変動額合計		
当期末残高	46,000,000	当期末残高	46,000,000	当期末残高	46,000,000	当期末残高	46,000,000	当期末残高	46,000,000	当期末残高	46,000,000	当期末残高	46,000,000	

	利 益 剰 余 金 の 内 訳				
	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
	2,500,000	80,000,000	212,573,912	295,073,912	
当期首残高					
当期変動額					
当期純利益			31,283,289	31,283,289	
当期変動額合計			31,283,289	31,283,289	
当期末残高	2,500,000	80,000,000	243,857,201	326,357,201	

個 別 注 記 表

鶴見化学工業株式会社

自 令和 3年 1月 1日
至 令和 3年12月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

〔1〕 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 上場及び店頭公開有価証券……総平均法による原価法
- (2) 非上場有価証券……総平均法による原価法

〔2〕 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品……先入先出法による原価法
- (2) 仕掛品……先入先出法による原価法
- (3) 原材料……最終仕入原価法による原価法
- (4) 貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

〔3〕 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……平成10年3月以前取得のもの 定率法
平成10年4月以降取得のもの 定額法
建物以外は定率法

〔4〕 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

法人税法に基づく繰入限度相当額を計上しております

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。尚、従業員の退職金については、確定給付企業年金制度を採用しております

〔5〕 収益及び費用の計上基準

収益及び費用ともに発生主義により計上しております

〔6〕 消費税等の会計処理

税抜方式で計上しております

〔7〕 税効果会計

税効果会計を適用しております

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の数 24,000株

配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

配当財産が金銭の場合

株式の種類別内訳

株式の種類

普通株式

決議

令和4年3月31日の開催の第62期事業年度の定時株主総会で決議

配当金の総額 4,800,000 円

1株当たり配当額 200 円

基準日 令和 3年12月31日

効力発生日 令和 4年 3月31日

第62期 事業報告

〔 自令和 3年 1月 1日
至令和 3年12月31日 〕

鶴見化学工業株式会社

事業の概況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で経済活動の持ち直しの動きが見られます。世界経済でも、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、全体としては回復が続いています。

当社の主要取引先であるゴム業界におきましては、国内では世界的な半導体不足による自動車メーカーの減産の影響を受けたものの、タイヤなど自動車関連製品の販売量は前年度を上回りました。

このような状況のもと、当社は従業員・関係者の安全を最優先に対応を継続しながら積極的に営業活動を展開し、販売の拡大に努めてまいりました。その結果、売上高は5億4千8百万円（前年同期比20.8%増）となりました。

また損益面につきましては、積極的な営業活動への協力と生産の効率化によるコスト削減に努めました。その結果、経常利益は5千1百9万円（前年同期比2.0%増）、当期純利益は3千1百28万円（前年同期比8.4%減）となりました。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の変異株による経済活動への影響が懸念されており、収束時期が見通せない中、国内外において経済活動の回復に制約が見られる状況が続くものと思われます。

このような情勢のなか、当社といたしましては、引き続き積極的な営業活動を展開するとともに、安全操業、製品の品質向上などに全社一丸となって取り組み、生産の競争力を高め、企業業績の向上に全力を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

監 査 報 告 書

私監査役は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令等に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年3月9日

鶴見化学工業株式会社

監査役

長尾 剛 